

行する。	この政令は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
附 則 (昭和三二年一二月二七日政令第三五一号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和三五年七月一日政令第一九〇号)	この政令は、昭和三十六年十一月三十日から施行する。
附 則 (昭和三六年一〇月三一日政令第三三四号)	この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四一年三月一八日政令第四六号)	この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四二年六月三〇日政令第一六二号) 抄	この政令は、昭和四十二年八月一日から施行する。
附 則 (昭和五〇年一月一七日政令第三三三号)	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五三年四月一五日政令第四一号)	この政令は、昭和五十三年五月一日から施行する。
附 則 (昭和五六六年三月三一日政令第五八号)	この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附 則 (昭和五六年五月二二日政令第一七七号)	この政令は、昭和五十六年六月一日から施行する。
附 則 (昭和五八年一二月二三日政令第一六五号)	この政令は、昭和五十九年三月一日から施行する。
附 則 (昭和五九年五月一五日政令第一三九号) 抄	この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。
附 則 (昭和六二年三月一五日政令第五七号) 抄	この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。
（施行期日）抄	
第一条 (施行期日)	この政令は、昭和二十六年十二月一日から施行する。
附 則 (平成三年三月一三日政令第二五号) 抄	この政令は、平成三年四月一日から施行する。
附 則 (平成六年三月一四日政令第六九号) 抄	この政令は、平成六年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年三月二六日政令第七四号) 抄	この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年三月二九日政令第一二二号) 抄	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月七日政令第三二号) 抄	この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年一月四日政令第四二号) 抄	この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
附 則 (平成一三年一月四日政令第四二号) (施行期日)	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則 (平成一三年一月四日政令第四二号) (施行期日)	この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一三年一二月二八日政令第一四三二号)	この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。
附 則 (平成一六年三月二四日政令第五四号)	この政令は、測量法及び水路業務法の一部を複製に要する実費として国土地理院の長が定める額
録測量記点の記	この政令は、測量法及び水路業務法の一部を複製に要する実費として国土地理院の長が定める額

地図その他の図表一枚に複製に要する実費として国土地理院の長が定める額